

Contents

- I. 海外直接投資の現実 その3
- II. インド：2013年会社法及び会社法規則(一部)が2014年4月1日から施行
- III. インドネシア：インドネシア弁護士 Fabian Buddy Pascoal 氏に聞く最新事情
-インドネシア進出企業の強みと弱み、ネガティブリストの改正等-
- IV. ミャンマー：改正された経済特区法の概観
- V. インド留学後記
- VI. お知らせ

I. 海外直接投資の現実 その3

弁護士 小川 浩賢

過去2か月の間に、巨額の資金を投資してインドに進出した企業のうちの2つ(第一三共とNTTドコモ)が相次いで損失を覚悟の上で撤退に向かうことが公となった。いずれも既存の会社に投資することで進出を果たしたが、投資から数年のうちに撤退という決断を下した。今回は、既存の会社に投資することを通じた進出の留意点を考える。

よく言われることだが、既存の会社に投資することで進出するメリットは、「時間を買う」ことであろう。既に稼働し一定の市場を確保している企業を買収すれば、ゼロから作り上げるために必要な時間を大幅に節約することができる。これに対し、既存の会社を取得する以上、良い点ばかりでなく悪い点も引き継ぐことになる。これがこの方法での進出のデメリットとなる。先に挙げた例でいえば、第一三共が悪い点を引き継いでしまった典型例といえるであろう。新聞報道等を

総合すると、第一三共は、ランバクシー社の持つ後発医薬品市場を狙って2008年6月にランバクシー社の買収を公表し、創業者からの買受や市場からの公開買い付け等を通じて、同年11月には63.9%の株式を取得することとなった。ところが、買収完了前の同年9月16日には、既にランバクシー社の後発薬の主要マーケットであるアメリカのFDAは、同社の二つの工場の品質管理に問題があり、製品の輸入を認めない旨を同社に通知していた。結局この品質問題は同社全体を覆う問題だった模様で、2013年12月と2014年1月にも別の工場の品質問題をFDAに指摘され、解決しないままに第一三共はランバクシー社の経営をインドで同業のサン社に委ねて自らは一歩退くこととなった。

悪い点を洗い出し、価格に減額反映したり、買収を踏みとどまることができるようにする法務的なテクニ

ックがデューデリジェンス(DD、買収監査)であり、クロージングコンディションである。しかし、これらのテクニックで対応できる場面は実は多くはない。DD に必要な情報を入手することは、特にネガティブ情報については困難を極めるし、運よく入手できたとしても、契約の保証条項や価格に反映させることはより難しい。何よりも、最も難しいことは、一度実行に向けて転がり始めた社内の車輪の動きを減速させたり、止めたりすることである。

筆者も過去に仲介者が売主側と不明朗なアレンジメントを結んでいるらしいことが最終段階で明らかとな

り、この点をクロージング前に糺すことをアドバイスしたものの、社内調整がつかずにそのままクロージングに進んだ案件がある。結果として事業自体には深刻な問題は来さなかったが、その後仲介者はプロジェクトからフェードアウトして大きな利益を手にしていった(つまり買主は高い買い物をした)。

いつでもプロジェクトを止めるスイッチを持つこと、これが既存の会社に投資する形での進出の最も大切なポイントであろう。一度投資してしまえば、不都合があつての撤退は必ず大きな損失を伴うのだから。

II. インド：リーガルアップデート

-2013 年会社法及び会社法規則(一部)が 2014 年 4 月 1 日から施行-

弁護士 布川 俊彦

インド企業省(the Ministry of Corporate Affairs)は、2014 年 3 月 26 日、2013 年会社法のうち新たに 183 個の条項や別紙等が 2014 年 4 月 1 日付で施行される旨を通知しました。新たに施行された条項には、インド居住取締役、女性取締役、独立取締役の選任義務を定める 2013 年会社法 149 条等、インドに進出している日系企業においても対応が必要となる条項も含まれています。また、同時に施行された会社法規則は、昨年公表された会社法規則案から、一部の重要事項(独立取締役や監査委員会に関する金額要件等)が変更されており注意が必要です。以下では、本年 4 月 1 日付で施行された 2013 年会社法の機関に関する重要条項の一部について、施行の猶予期間の有無と、関連する会社法規則(会社法規則の題名及び条文番号は省略します。)の変更点を中心に紹介します。

インド居住取締役

上場・非上場、公開・非公開を問わず、すべての会社は、最低 1 名の取締役をインドに居住している者(前年において 182 日以上インドに居た者)としなければなりません(2013 年会社法 149 条 3 項)。インド

居住取締役の選任義務に猶予期間は設けられておらず、本年 4 月 1 日より施行されています。

主要経営層役員

上場会社及び資本金 1 億ルピー以上の公開会社は、常勤の主要経営層役員(key managerial personnel)を選任しなければなりません(2013 年会社法 203 条 1 項、会社法規則)。主要経営層役員の選任義務に猶予期間は設けられておらず、本年 4 月 1 日より施行されています。なお、会社法規則案では、公開会社に関する金額要件が 5000 万ルピー以上とされていましたが、施行された会社法規則では 1 億ルピー以上に引き上げられています。

女性取締役

上場会社、資本金 10 億ルピー以上の公開会社又は売上高 30 億ルピー以上の公開会社は、最低 1 名の女性取締役を選任しなければなりません(2013 年会社法 149 条 1 項第 2 但書、会社法規則)。なお、会社法規則案では、公開会社について 3 年の猶予期間が設けられていましたが、施行された会社法規則にはかかる規定は存在せず、猶予期間は 1 年となっています(2013 年会社法 149 条 2 項)。

独立取締役

上場会社は全取締役の3分の1以上を独立取締役としなければなりません。また、資本金1億ルピー以上の公開会社、売上高10億ルピー以上の公開会社及び借入等の総額5億ルピー超の公開会社は、取締役の少なくとも2名を独立取締役としなければなりません(2013年会社法149条4項、会社法規則)。独立取締役の選任義務については、1年の猶予期間が認められています(2013年会社法149条5項)。なお、会社法規則案では、公開会社に関する金額要件が資本金10億ルピー以上、売上高30億ルピー以上、借入等の総額20億ルピー超とされ、公開会社の場合に選任する取締役の数も全取締役の3分の1以上とされていましたが、施行された会社法規則では、それぞれ金額要件が上記のように引き下げられて独立取締役の選任義務の対象となる公開会社が拡張されると同時に、選任する独立取締役の数も最低2名に改められました。

監査委員会

上場会社は監査委員会を設置しなければなりません。また、資本金1億ルピー以上の公開会社、売上高10億ルピー以上の公開会社及び借入等の総額5億ルピー超の公開会社も、監査委員会を設置しなければなりません(2013年会社法177条1項、会社法規則)。監査委員会を構成する独立取締役の選任については、1年の猶予期間が認められています(2013年会社法177条3項)。なお、会社法規則案では、公開会社に関する金額要件が資本金10億ルピー以上、売上高30億ルピー以上、借入等の総額20億ルピー超とされていましたが、施行された会社法規則では、それぞれ金額要件が上記のように引き下げられ、監査委員会の設置義務の対象となる公開会社が拡張されています。

指名報酬委員会

上場会社は指名報酬委員会を設置しなければなりません。また、資本金1億ルピー以上の公開会社、

売上高10億ルピー以上の公開会社及び借入等の総額5億ルピー超の公開会社も、指名報酬委員会を設置しなければなりません(2013年会社法178条1項、会社法規則)。指名報酬委員会の設置義務に猶予期間は設けられておらず、本年4月1日より施行されています。

CSR委員会

上場・非上場、公開・非公開を問わず、純資産50億ルピー以上の会社、売上高100億ルピー以上の会社、又は純利益5000万ルピー以上の会社は、企業の社会的責任委員会(Corporate Social Responsibility Committee)を設置しなければならぬとされています(2013年会社法135条1項)。上記の要件を満たす会社は、企業の社会的責任委員会が作成したCSR方針に定められた活動を実施し、直近3会計年度の会社の平均純利益の少なくとも2%をCSR活動のために支出するよう努めなければなりません(2013年会社法135条4項、5項)。CSRに関する2013年会社法135条について猶予期間は設けられておらず、本年4月1日より施行されています。

上記の2013年会社法の施行に関連して当事務所でも多くのご相談を頂いておりますが、対応に猶予期間が設けられていない制度も少なくなく、現地でも対応に混乱が生じているところですが、今後、通達等によって、猶予期間等に調整が加えられる可能性もあります。当事務所においては、施行状況のモニタリングを今後も継続する予定ですが、本ニューズレターに記載されていない各条項の詳細や最新の施行状況については、法律事務所等の専門家から適宜アドバイスを御得ることをお勧め致します。当事務所でも、ご依頼の内容に応じて、個別のご相談に回答させていただきます。

III. インドネシア : インドネシア弁護士 Fabian Buddy Pascoal 氏に聞く最新事情 -インドネシア進出企業の強みと弱み、ネガティブリストの改正等-

弁護士 新村 綾子

本年 4 月、法律事務所の国際ネットワーク Meritas¹ のインドネシアメンバーファーム HANAFIAH PONGGAWA & PARTNERS² のパートナー弁護士 Fabian Buddy Pascoal 氏が、当事務所を表敬訪問しました。本稿では、インドネシアへ進出する企業を長年サポートしてきた Pascoal 氏からうかがったお話を紹介します。(以下は、Pascoal 氏に対するインタビューを再構成したものです)



インドネシアの日本企業:強みと弱み

〈強み=先行者利益〉日本企業は、他の外国企業に比べ、比較的早い時期からインドネシアに注目し、投資を行ってきたため、インドネシア市場で他国企業と十分にやりあっていく競争力を培ってきています。

〈弱み=マーケットインへの努力が足りない?〉早期参入にもかかわらず、日本企業はインドネシア市場の理解がやや不十分であり、具体的には、インドネシアの法規制や慣習に対する理解が不十分であることや言葉の壁からトラブルに巻き込まれるケースが少なくありません。それを補うためには政府機関や市場等へのアクセスがあり、質の高いサービスを提供する

現地専門家を、上手に使いこなしていく必要があります。コストに対する懸念等から、現地専門家と日ごろからコンタクトを作ることを渋る企業もありますが、私の経験では、こうした企業は、たいていあとで後悔しています。問題が起こった時に、現地専門家なしでは満足な解決ができないことが往々にしてあるからです。文化的な差異を乗り越えていくためには、現地専門家と日ごろから信頼関係を培っておくべきです。

インドネシアへの進出方法について

インドネシアへの最も一般的な進出方法は、現地法人の設立です(独資と、現地企業との合弁との 2 種類があり、いずれの場合もインドネシア投資調整庁(BKPM)の投資許可が必要です)が、外国企業が往々にして直面するのは「持ち株比率」の問題です。インドネシアでは、ネガティブリスト(後述)によって出資が禁止又は制限されている業種も多数あり、そうした業種に進出しようとする企業に対し、我々は、そのビジネス上のニーズを法律の枠内で充足するため、クリエイティブなストラクチャーを日々提供しています。

簡便な進出方法として、現地企業を販売店等に任命することも考えられます。この場合商業省発行の登録証明書が必要です。そのほか、駐在員事務所の設置も考えられますが、駐在員事務所は法人格がなく、その活動内容は市場調査や広報活動等に限定されているため注意が必要です。

ネガティブリスト改定

ネガティブリストとは、業種別に外資参入の条件を規定した大統領令のことです。本年 4 月 24 日、大統領令 2014 年 39 号の発行により改定されましたので、ここでは主な改正点をご紹介します。

¹ 80 以上の国・地域をカバーする 170 以上の法律事務所によって構成される国際的ネットワーク。日本では、当事務所が唯一の Meritas メンバーファームです。

² <http://www.hprplawyers.com/>

【外資規制が緩和された分野】

	最大外資比率	
	旧大統領令	改定後
A. エネルギー・鉱物資源分野 発電(10MW 超)	95%	100%(PPP ³) 95%(通常時)
B. 運輸分野 i. 港湾設備供給(埠頭、建物、タグボート、コンテナターミナル等)	49%	95%(PPP) 49%(通常時)
ii. 原動機付車両定期試験の運営	投資禁止	49%(運輸大臣の推薦状が必要)
iii. ターミナル建設(陸上輸送旅客ターミナル(公共施設に限定)、一般用貨物ターミナル)	投資禁止	49%(運輸大臣の推薦状が必要)
C. 保健分野 製薬業(薬品原料産業、既成薬業)	75%	85%
D. 文化観光分野 映画宣伝設備(広告、ポスター、スチール、写真、スライド等)	0%	0%(ASEAN 諸国以外の投資家) 51%(ASEAN 諸国の投資家に限る)
E. 金融分野 ベンチャーキャピタル	80%	85%

今回のネガティブリスト改定により、以下のとおり、逆に外資の参入規制が強化された分野もあります。



³ 「public-private partnership」の略。官民協力の枠組みにおける特権期間中の場合には、外資比率100%が認められています。

【外資規制が強化、新設された分野】

	最大外資比率	
	旧大統領令	改定後
A. エネルギー・鉱物資源分野 i. 発電(1-10MW)	100%(パートナーシップ義務付け ⁴)	49%
ii. 掘削サービス(陸上で の石油ガス)	95%	0%
iii. 掘削サービス(海上で の石油ガス)	95%	75%
iv. 石油ガスサポートサービス(生産井の運転・保守サービス、石油ガスデザイン・エンジニアリングサービス等)	95%	0%
v. 電力利用設備	95%	0%
B. 情報通信技術分野 i. 通信サービス事業(コンテンツサービス、コールセンター等)	100%(パートナーシップ義務付け)	49%
ii. データ通信システムサービス	95%	49%
iii. インターネット相互連結サービス	65%	49%

なお、今回の規制強化により、これまで参入が許され事業を行ってきた企業が、突然事業の停止や持ち株比率の変更を迫られるということはないとされています。

政権交代が投資に与える影響

ちなみに、インドネシアにとって今年は選挙イヤーです。インドネシアでは、新政権が始動すると、最初は外国企業の投資に積極的な姿勢をとり、投資を呼び込もうとしますが、次期選挙に向け次第に保守的になるというサイクルがあります。このような一般的な傾向を踏まえると、次期大統領就任後、最初の1から3年は、投資は活発になると考えられます。2014年後半から2015年にかけて、インドネシアがどう動くか、注目して頂きたいと思います。

⁴ パートナーシップには、中小・零細業者との代理店契約・下請・フランチャイズなどの形態が含まれます。

IV. ミャンマー：改正された経済特区法の概観

弁護士 平 征三朗

ミャンマーでは、2014年1月、経済特区法が全面改正されました(以下「改正 SEZ 法」)。改正 SEZ 法は、2011年制定の経済特区法(以下「旧法」)及びダウエイ経済特区法にとって代わるものであり、現在開発が進められているティラワ経済特区ほか、ダウエイ、チャウピューなど、ミャンマー国内すべての経済特区に適用される基本法となります。

改正 SEZ 法の注目すべきポイント

改正 SEZ 法は、18章・96条にわたり、旧法(12章・59条)と比較すると、より詳細な定めとなっています。改正 SEZ 法は、2012年新外国投資法の制定を踏まえ、経済特区への投資を(特区外に比べ)より魅力あるものにするために制定されたものと考えられます。

旧法と比較して、特に目を引く改正点は、①投資インセンティブのさらなる充実、②ワンストップサービス・事業許可申請に対する30日以内の判断義務等、手続の利便性・迅速性を高める方向での改正、③ミャンマー人雇用義務の強化といったところでしょう。

投資インセンティブについて

基本的に、2012年新外国投資法と同等か、それ以上のインセンティブが与えられる方向で規定されています。

改正 SEZ 法では、経済特区の中にさらに「免税ゾーン(Free Zone)」や「奨励ゾーン(Promotion Zone)」といった区域を設け、区域ごとに進出できる事業や、税制面での恩恵措置に差異を設けています。

「免税ゾーン」は、主として輸出向けの製造業が想定されている区域であり、課税の点でミャンマー国外と類似の扱いを受けるとされています(具体的には、製品製造のための原料や機器等を免税ゾーンに持ち込む際の関税の免除と、免税ゾーンから完成品を海外へ輸出する際の商業税の免除)。(免税ゾーンか

ら、その他の地域へ製品を移す際には、「輸入」として扱われ、税関手続きを踏まなければならない点には注意が必要です。)なお、免税ゾーンで製造した製品も、うち一定割合は、ミャンマー国内に流通させることも可能とされています。(ただし、その割合は、施行規則の制定を待たなければなりません。)また、法人所得税の免税期間も7年とされています。

一方、「奨励ゾーン」では、法人所得税の免除期間が免税ゾーンよりも短い(5年)ものの、行える事業への制限が少ない(国内市場向けの事業が含まれる)という特徴があります。免税期間経過後の恩恵措置は、免税ゾーンと同様とされています。

経済特区への進出に際しての土地使用権の期間も、当初50年、延長後も25年とすることが可能になっており、旧法に比べ投資インセンティブが強化されています。

ワンストップサービス等、手続の利便性・迅速性の向上

経済特区内のビジネスを簡便・迅速に進めるための規定も充実されました。経済特区ごとに設置されることになる管理委員会(Management Committee)が、当該経済特区への投資許可の付与、会社登記、入国ビザの発行、原産地証明、就業許可や雇用許可の付与、建設許可の発行等につき、ワンストップサービスを提供することを明文化しました。また、管理委員会は申請から30日以内に経済特区での事業許可を付与するかどうかを判断することも規定されました。租税に関しても、当局による不必要な調査は行わないことや、租税手続や規制を削減する旨の規定が明文で定められています。

外国企業の雇用義務の強化

一方で、雇用義務についての規制は強化されています。専門的技能を必要とする業務において、事業開始当初から2年間、25%以上の割合でミャンマー人

を雇用しなければならず、次の2年間に50%以上、その次の2年に75%以上とミャンマー人雇用枠を拡大しなければなりません。この点は、旧法はもとより、新外国投資法の雇用義務よりも規制が強化されている点で、注意が必要です。

最後に

2014年に入ってから、ミャンマーへの外国企業進出のニュースは相次いでおり、予測可能性の低いミヤ

ンマーの法環境の中、今回の改正SEZ法は、経済特区への進出を狙う日本企業にとって、ある程度予測可能性が高まる点で歓迎すべきことだと言えます。当局は、新会社法のドラフトを2014年中に公開するとも言っており、今後も、ミャンマーの法環境は、日々変化を遂げていくことが予想されます。

V. インド留学後記

弁護士 赤塚 洋信

前号のニューズレターにおいてインド留学を終えたことをご報告しました。本年5月より事務所での業務に復帰しております。前号で私の連載は終了したはずですが、まだまだインドについて語り足りないという思いと編集サイドの何らかの事情が相まって、引き続きインドの話題についてお伝えすることとなりました。今しばらくお付き合いくださるようお願いいたします。

さて、日本のニュースでも取り上げられていますがインドでは今年の4月から5月にかけて5年に1度の下院の総選挙が行われました。この選挙は約8億人の有権者が参加する世界最大の選挙です。警備上の理由から1度に行うことができず、約1か月かけて9回に分けて投票が行われます。そのスケールの大きさもさることながら、個人的には、この手の事務処理があまり得意ではないインド人がこれだけの選挙を滞りなく行っていることにも驚きます。

インドの下院選挙は政権政党を選ぶ選挙でもあり、国を挙げての一大イベントとなります。しかも今回は10年振りの政権交代が話題となったこともあり、議論好きのインド人にさらに熱が入っていたように思います。連日のように選挙集会が開かれ、街には選挙ポスターが溢れ、さながらお祭りのような雰囲気でした。

私はもちろんインドの選挙権はないのですが、なぜか友人から特定の政党の支持を求められたりしまし

た。また、インドでは投票に行くと投票済みのマークとして指の爪に塗料で印(なかなか消えない)を付けてもらうのですが、知り合いが投票後にその写真をフェイスブックにアップしており、現代インドの選挙風景として印象的でした。



総選挙は野党であったBJPが予想を上回る大勝利をおさめ、同党の党首のモディ氏が5月26日に首相に就任しました。新政権の下で腐敗の撲滅や経済の立て直しが進むのか、様々な分野での規制緩和が実現できるのか、注目されるどころです。

ところで選挙期間中の私はといえば、ロースクールの修了試験の真っ最中だったため、周りの喧騒をできるだけ遮断してガリ勉をしていました。

VI. お知らせ

当事務所が主催または当事務所の弁護士が講師を務めるセミナーが下記の通り開催されます。奮ってご参加いただければ幸いです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、当事務所または主催団体までご連絡ください。

◆ 「インド新会社法(2013年会社法)の解説と進出企業への影響」 講師: 弁護士 雨宮 弘和

主催 : 金融ファクシミリ新聞社
日時 : 2014年6月18日(水)13時30分~16時30分
場所 : 金融ファクシミリ新聞社 セミナールーム(萱場町駅徒歩5分)
詳しくはこちらをご覧ください <http://www.fng-net.co.jp/seminar/smn2444.html>

◆ 「インド会社法改正を踏まえた現地実務の法律上のチェックポイント」 講師: 弁護士 小川 浩賢
弁護士 雨宮 弘和

主催 : 経営法友会
日時 : 2014年8月5日(火)14時00分~16時00分
場所 : AP 東京 11階会議室(東京駅八重洲中央口より徒歩6分)

◆ <海外進出法務勉強会について>

2014年4月7日の当ニュースレターにおいてご案内した、企業の皆様向けの当事務所主催の<海外進出法務勉強会>は、大変多くの皆様にご応募いただき、募集を締め切らせていただきました。

勉強会は、企画当初は1組15名のみ予定しておりましたが、できる限りご期待に応えるべく、クラスを3組に増やして開催することとなりました。応募者多数により今回は参加をご遠慮いただいた皆様におかれましては、ご期待に沿えず誠に申し訳ございませんでした。皆様のご期待に沿えるよう、中身の濃い勉強会にすべく鋭意準備中です。

今後とも、セミナー・勉強会のご案内やニュースレター等を送付させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

海外進出プラクティス・グループ

本ニュースレターは、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めている必要がある場合があります。また、本稿記載のうち、意見にわたる部分は、執筆担当者の個人的見解であり、当事務所またはその他の事務所の見解ではありません。

本ニュースレターで取り上げてほしいテーマなど、ぜひ、皆様の忌憚ないご意見・ご感想を下記までお寄せください。

小島国際法律事務所

〒102-0076 東京都千代田区五番町 2-7 五番町片岡ビル 4階
TEL : 03-3222-1401 FAX : 03-3222-1405
MAIL : newsletter@kojimalaw.jp
URL : www.kojimalaw.jp